

環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年（平成13年）を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

平成16年3月には、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定し、計画策定から10年になる25年度に、新たな八王子市環境基本計画（第2次環境基本計画）を策定しました。第2次環境基本計画の対象期間は、平成26年度を初年度とした10年間になります。

（第2次環境基本計画の策定については、P9に特集を組んでいます。）

1. 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市民・事業者と市の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めるための条例です。

（1）市の役割

- ア. 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ. 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ. 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

（2）市民・事業者の皆さんにしていただきたいこと

- ア. 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていていることを理解する
- イ. 良好な環境とは何かを考える
- ウ. 身近な環境について調べてみる
- エ. 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

現代の環境問題を解決するためには、市民・事業者と市が一緒に環境を保全し、回復し創造するために取り組まなければならず、そのためのしくみを明らかにすることが重要です。

（3）環境推進会議

市の取り組みと市民・事業者の皆さんの活動とを結びつけるために設置されています。

環境市民会議や環境保全活動団体などから寄せられた提言や要望、環境市民会議では解決が難しい問題について話し合い、市の取り組みや環境市民会議の活動などに反映していきます。

（4）環境保全推進地区

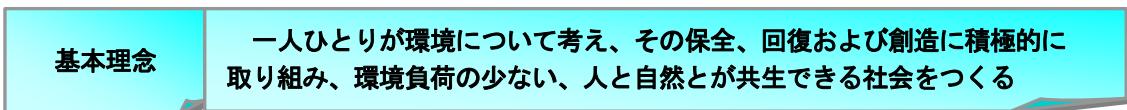
市民・事業者の皆さんのが、生活し、または事業活動を行う身近な地域の環境のために、自ら活動しやすいように、市の区域を6つに区分し、環境保全推進地区を設定しました。



2. 第1次環境基本計画の特徴

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすための計画です。

(1) 基本理念



(2) 望ましい環境像

八王子がめざす理想の環境をイメージ



(3) 環境問題に対する確かな対応～5つの重点取り組み～



重点取り組みの4つの選定ポイント

- ポイント1 早急に着手しないと手遅れになるもの(問題が顕在化し至急対策が必要なもの)
- ポイント2 ひとつの取り組みが複数の分野の環境改善に効果があると思われるもの
- ポイント3 すぐには効果が現われないが、さまざまな取り組みの基盤となるようなもので、今着手しておく必要があるもの
- ポイント4 市民・事業者が共通して取り組むべき重要課題であるもの

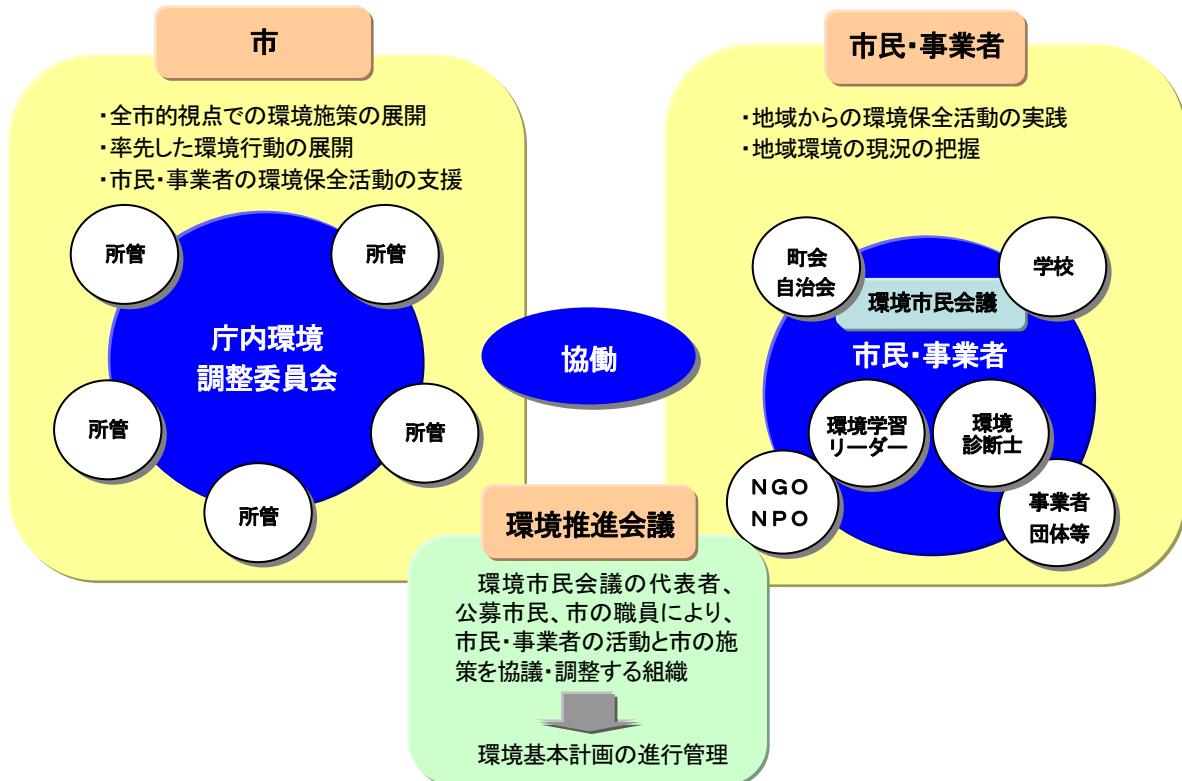
(4) 計画の役割

- ・ 環境の保全・回復・創造に関する目標を明らかにする
- ・ 環境の保全・回復・創造に関する市民・事業者、市の取り組みの方向性を明らかにする
- ・ 計画の推進体制と進行管理について明らかにする

(5) 計画の推進体制

市から市民・事業者へ：人材の育成や情報の提供、活動拠点の設置などで支援

市民・事業者から市へ：人材や情報の提供、技術協力や環境行政への参画などで協力



3. 環境保全推進地区と環境市民会議（49ページ参照）

市域を6つに区分し「環境保全推進地区」を設定し、その地区毎に自発的な環境保全活動を展開しているのが「環境市民会議」です。

環境市民会議は、その地区の環境が良くなるよう、地域にあるさまざまな団体と連携して、保全活動に努めています。

また、その地区の良好な環境を確保するため、目標を定めて「環境基本計画」の地域行動編に掲げ主体的に活動すると共に、その活動の結果を評価し、必要に応じて計画を見直したりしています。

具体的な活動としては、身近な自然環境をその地区的皆さんに見て、知って、直接感じていただこうと、自然体験講座を開催するほか、小学生を対象にした環境教育支援の実施、大気測定や水質検査、あるいはごみの分別講座や省エネ教室などといった専門的な活動から、市民に密接した活動まで、その活動の範囲は広域化し、本市の環境保全活動の先駆けとなっています。



浅川での水質調査

4. 環境元年からの環境行政の歩み

2001年（平成13年）を本市の「環境元年」と位置づけ、市民・事業者と市が協働で行ってきた主な取り組みを年表にしてまとめました。

年 月	取り組み	関連頁
13年 12月	環境基本条例を公布・施行	P 5
14年 4月	環境審議会を発足	—
7月	環境市民会議を設立	P7・P49
15年 3月	身近な環境「ちえつくどう」を発行	P45
	環境学習リーダーおよび環境診断士の第1期生を認定	P46
16年 3月	環境基本計画を策定	P 5
10月	ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	P21
17年 1月	環境学習室「エコひろば」を開設	P45
3月	エコアクションプランを策定	—
7月	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例を施行	P16
18年 12月	環境自治体スタンダード「L A S-E」を導入	P27・P69
19年 1月	路上喫煙の防止に関する条例を施行	P42
3月	ごみ処理基本計画を策定	—
10月	粗大ごみ受付センターを開設 (21年4月にごみ総合相談センターに名称変更)	—
22年 3月	環境基本計画およびみどりの基本計画の改訂並びに地球温暖化対策地域推進計画および水循環計画を新規策定	—
10月	プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	P22
23年 3月	温暖化防止センターを設立	P30
12月	エコアクションプラン（第2次）を策定	P68
25年 3月	八王子ビジョン2022（八王子市基本構想・基本計画）を策定 ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」を策定	— —
26年 3月	第2次環境基本計画を策定 再生可能エネルギー導入方針を策定	P9 P28